

東御市虐待等防止総合対策推進協議会について

1 設置された経緯

「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」「配偶者暴力防止法」が施行されている中で、各法律により市町村の保護や支援等の義務が規定されています。

しかし、担当部署だけで対応するには限界があることから、関係機関の協力を得ながら包括的に虐待等の早期発見、早期対応を可能にするネットワークを構築し運営するため「東御市虐待等防止総合対策推進協議会設置要綱」を制定しました。(平成 18 年度)

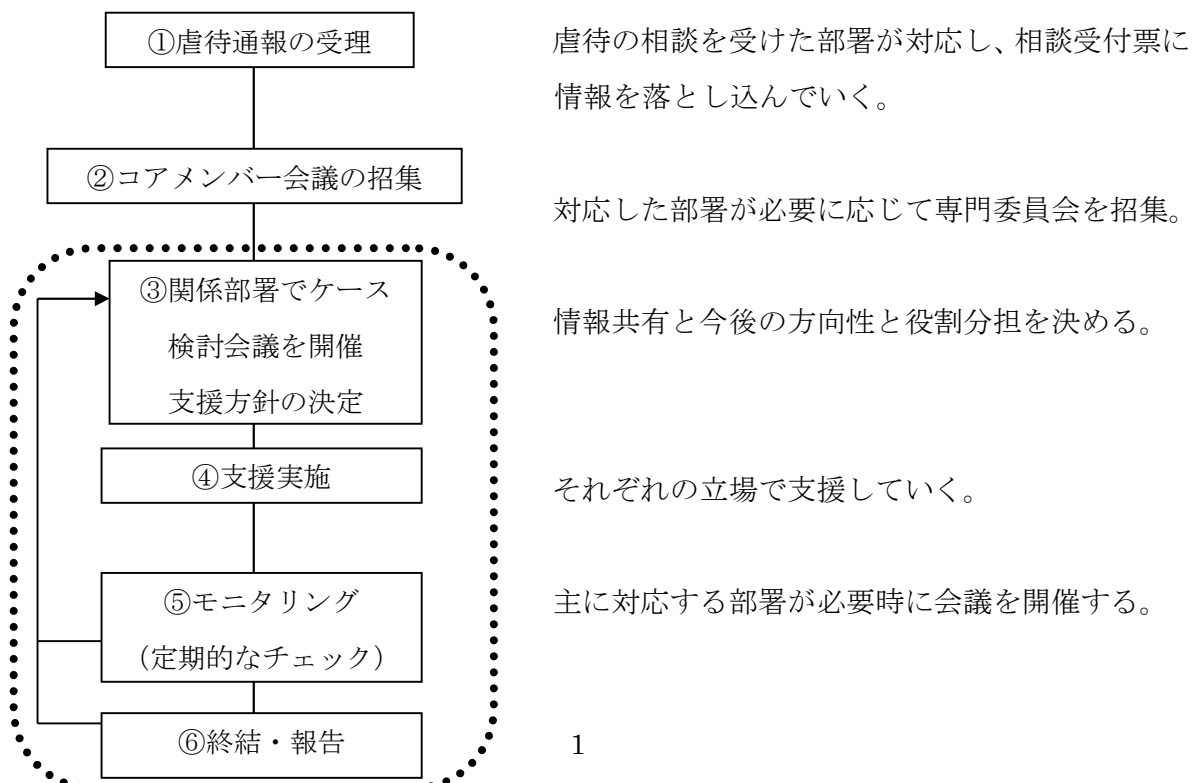
2 求められる役割

- (1) 協議会 早期発見、早期対応、啓発活動、研修会等（詳細は要綱第 3 条参照）
- (2) 事務局 個別事例への対応、関係機関との連携、相談窓口の明確化、早期発見、早期対応、啓発活動、研修会等

3 設置したことによる期待

- (1) 早期発見、早期対応（予防的支援が可能となり、深刻化を招かない）
- (2) 関係機関との連携（担当者だけがケースを抱え込むという危険性を予防し、負担の軽減を図ることができる）
- (3) 関連団体、担当部署の意識変化（虐待は他人事ではないという意識が早期発見につながる）

4 虐待発生時の対応について



東御市虐待等防止ネットワーク

虐待問題を抱える家庭・施設

発見 ↑ ↓ 相談

地域住民 ケアマネージャー
民生児童委員 学校・医師等
虐待の疑い
<協議会に所属する団体等の構成員>

相談

報告

東御市虐待等防止総合対策推進協議会

- 虐待等防止の情報交換、啓発活動、研修会等の企画・立案
- 虐待等の実態調査の実施
- 虐待等防止の総合的な指針等の決定

事務局

- 虐待等防止ネットワークの事務、活動の支援
- 窓口機能

専門委員会

児童虐待
防止委員会

高齢者虐待
防止委員会

障害者虐待
防止委員会

配偶者暴力
防止委員会

ネットワークミーティング

- 子ども家庭支援係
福祉推進係 学校教育係
学校人権同和教育係
青少年教育係 保育係
保育園 保健係

- 地域包括支援係
高齢者係
人権同和政策係
学校人権同和教育係

- 福祉援護係
人権同和政策係
学校人権同和教育係

- 福祉援護係
男女共同参画係
人権同和政策係
学校人権同和教育係

ネットワーク
ミーティング
・個別の事例に
関係する者

協議会委員

- ・人権擁護委員協議会
- ・民生児童委員協議会
- ・医人会
- ・民間介護・福祉事業所連絡会
- ・身体障害者福祉協会
- ・手をつなぐ育成会
- ・シニアクラブ連合会
- ・女性団体連絡協議会
- ・PTA 連合会
- ・保育園保護者会連合会
- ・うえだみなみ乳児院
- ・社会福祉協議会
- ・上田警察署
- ・佐久児童相談所
- ・校長会

●印
市役所窓口

○児童虐待防止委員会

児童虐待は、保護者が監護する児童（18歳未満）の「心身ともに安全で健やかに育つ権利」を侵害すること。不適切な養育環境や心理的虐待など保護者の意図とは関わりなく、児童にとって有害な行為であれば虐待とされる。そのような事態を防ぐため、平成12年11月に「児童虐待防止法」が施行された。

1 虐待の種類

種類	虐待の内容
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれの有る暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をする又は、児童にさせること
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい食事制限又は長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること
心理的虐待	児童に対する著しい暴言や、家族に対する暴力により児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

2 市の役割

児童虐待の防止等に関する法律はその目的を次のように示している。

「児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資する。」

児童虐待の増加傾向にある昨今、この法律に基づく取り組みは、本市においてもますます重要になっていると考える。日常の子育て相談から深刻な児童虐待の相談まで、市に対する相談の内容が幅広くなっている中で、これらの相談に対するきめ細かく効率ある対応と、相談者への適切な援助が必要とされている。

このためには、関係機関及び民間団体との連携を一層強化し、必要な体制の整備をすることが求められる。さらに、要保護児童に対する適切な支援を行うためには、要保護児童対策地域協議会等によって必要な情報の交換や支援内容・方法について深めていくことが重要である。

3 東御市の虐待状況

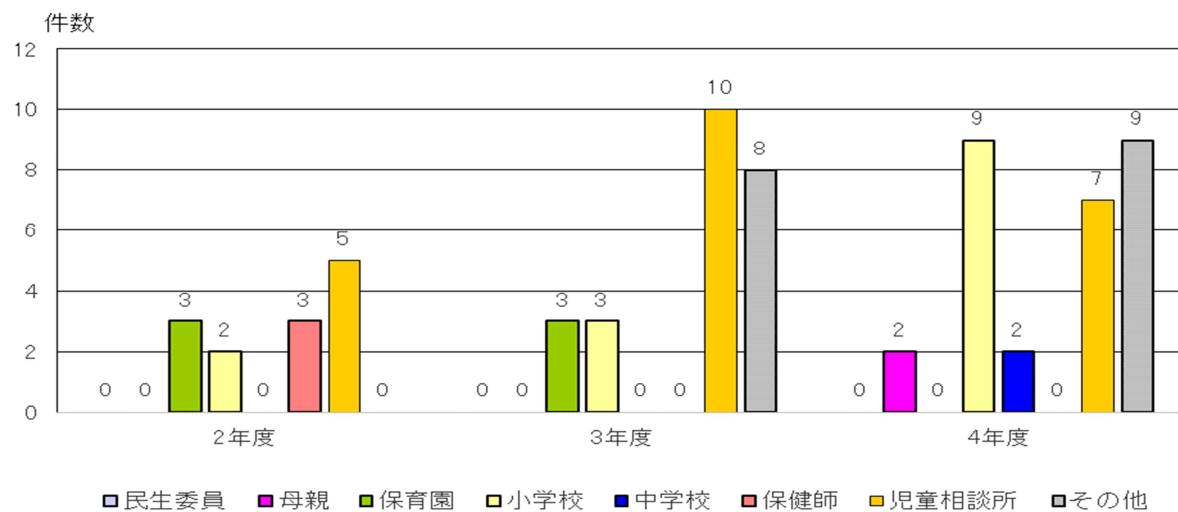
相談通報件数

年度	件数
R2年度	42件
R3年度	57件
R4年度	54件

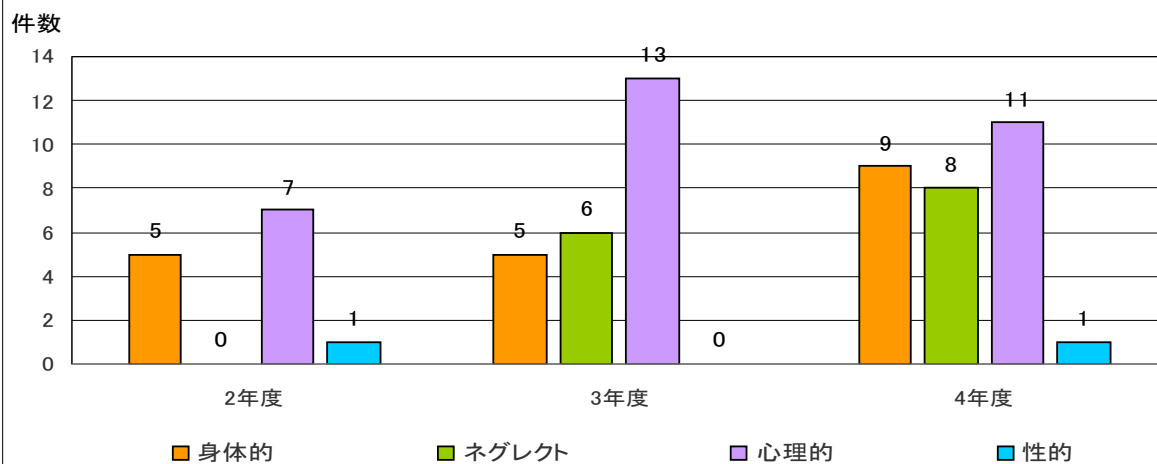
虐待件数

年度	件数
R2年度	13件
R3年度	24件
R4年度	29件

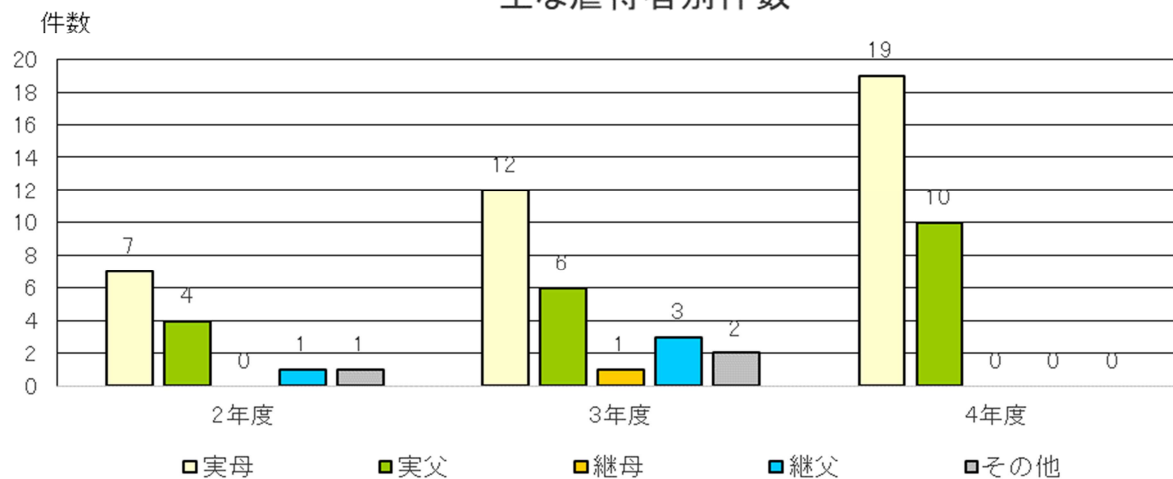
虐待通報経路



虐待事例の種別・類型



主な虐待者別件数



- ・ 昨年度、虐待件数は微増している。虐待を受けている兄弟児は、一人1件とカウントするので、兄弟児の関係で増加した。また、虐待種別が変わると新規案件としてカウントしている。市全体の児童虐待の件数としては横ばいの状況である。
- ・ 通報経路は、近年では児童相談所やその他からの通報が増加している。警察からの通報による児相案件が多い。また、小学校とその他（高校・地域等）からの通報が半数を占めている。多方面に虐待が認識されて来ていることが窺える。また、対象年齢は幼児から高校生まで広範囲にわたっており、通報の範囲も広がりを見せている。
- ・ 種別では、夫婦喧嘩による面前DV等の心理的虐待の割合が相変わらず多い。
- ・ 主な虐待者では、実母が増加している。これは、子育て中の母親の養育に関する困難さによるものが多いと考えられる。特に発達課題がある児童の成長に伴う適切な対応が難しくなっていることが考えられる。困難を抱えて疲弊している保護者に対して、「虐待」に至る前段階での相談やサービス利用により状況が改善されているケースもある。

4 今後の課題

- ・ 子育てにおける暴言・暴力も虐待であるとの認識の啓発等の予防的対応。
- ・ 予防・早期発見のため地域、所属機関等への啓発と周知。
- ・ 児童の所属機関や児童相談所、児童福祉施設等との連携による情報収集及び早期発見、早期対応。
- ・ 相談等の充実による保護者の心のケア及びサービス利用紹介等の迅速な対応。
- ・ 相談窓口の周知
- ・ 発達課題のある児童の早期発見と対応。子育てに対する支援や、サービスの導入等。

○高齢者虐待防止委員会

高齢者の人権を尊重するためにも虐待防止が重要である。そこで、虐待を受けた高齢者を保護し、かつ養護者に対しても支援を行うため、平成17年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立し、平成18年に施行された。

高齢者虐待防止法では、高齢者は65歳以上の者と定義され、虐待を養護者による高齢者虐待と、養介護施設従事者等による高齢者虐待に分類している。

1 虐待の種類

種 類	虐 待 の 例
身体的虐待	なぐる、蹴るといった暴力を振るうこと
介護放棄（ネグレクト）	食事などを与えない、必要なサービスを使わせないこと
心理的虐待	怒鳴る、脅すなど言葉の暴力をふるうこと
性的虐待	わいせつな行為をする、させること
経済的虐待	年金や預金を取ってしまうこと

2 市の役割

(1) 養護者による虐待

- ア 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- イ 高齢者の安否確認、事実確認、関係機関との連携
- ウ 緊急時の入所等の措置及び居室の確保
- エ 立ち入り調査の実施、その際の警察署長に対する援助要請
- オ 成年後見制度利用支援事業の促進
- カ 相談窓口の周知

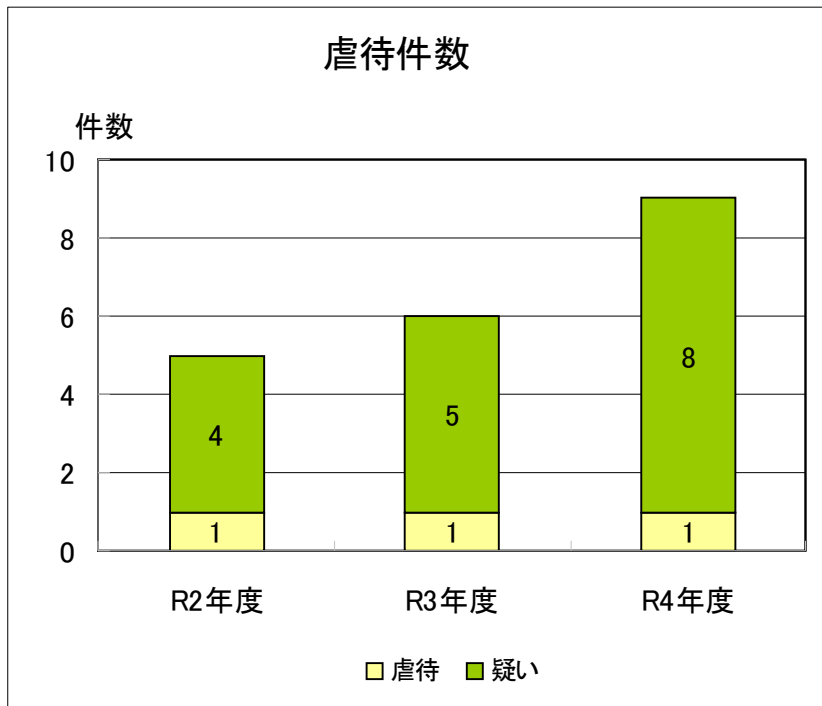
(2) 要介護施設従事者等による虐待

- ア 通報を受けた場合の事実確認等
- イ 虐待に係る事項の県への報告
- ウ 被害高齢者の保護を図るための権限の適切な行使
- エ 相談窓口の周知

(3) 虐待防止への対応

- ア 虐待防止の啓発活動
- イ 研修会開催
- ウ 相談窓口の周知

3 東御市の現状



相談の種別・類型(重複有) 〈〉内の数字は虐待と判断されたもの

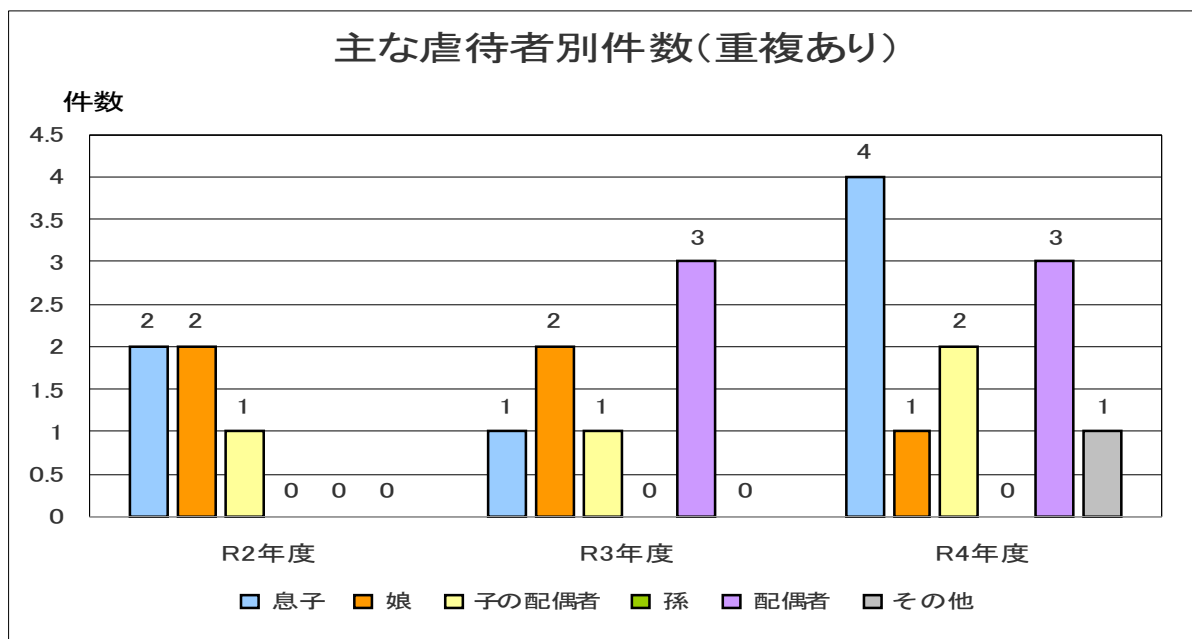
年度	身体的	介護放棄	心理的	性的	経済的
R2年度	2件〈0件〉	1件〈0件〉	3件〈1件〉	0件	1件〈1件〉
R3年度	5件〈1件〉	0件	1件〈0件〉	0件	0件
R4年度	4件〈0件〉	0件	4件〈1件〉	0件	1件〈0件〉

虐待通報経路(重複有)

年度	本人	家族	ケアマネ	警察	民生児童委員	病院	その他
R2年度	2件	0件	2件	0件	0件	0件	1件
R3年度	0件	0件	2件	1件	1件	1件	1件
R4年度	1件	1件	1件	2件	1件	1件	2件

*その他…知人、匿名、介護サービス事業者 等

- 令和4年度は過去2年と比較して、相談件数は微増である。介護老人福祉施設からの通報もあり、施設内部にて当該職員への教育と内部研修会の実施で対応した。
- 通報経路はケアマネージャーや民生児童委員、かかりつけ医など様々ではあり、その殆どは被虐待者が身近な者に訴え発覚するケースである。
- 虐待者は殆ど同居家族からであり、家族間の不和で発生するケースが依然として多く、夫婦ケンカや親子ケンカが近隣住民から警察に通報され、事態が発覚するケースが散見された。
- 虐待認定したケースでは、被虐待者の保護を優先とし、虐待者と被虐待者の分離、緊急入所の対応を行った。



4 今後の課題

- ・ 相談窓口の更なる周知
市報やLINEなどのソーシャルネットワークサービス、市民向け研修会などで地域包括支援センターが虐待相談の窓口であることの継続的な周知を図る。
- ・ 専門機関との連携の強化
様々な相談があるなかで介護保険事業所、警察、医療機関、民生児童委員などの専門機関がチームとして虐待事案に適切に対応できるよう、情報共有を行い、綿密な連携を図る。
- ・ 成年後見制度の利用促進と関係機関との連携
虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止、救済を図るため、上小園域成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知と利用を促進する。
- ・ 高齢者虐待対応フロー図による対応の徹底
通報を受けてからのフロー図による対応により虐待対応においてスムーズな情報共有と連携を徹底し、通報後の適切な介入を図る。
- ・ 必要なサービスの介入
介護者の介護ストレスの軽減のためのサービスの介入や虐待の疑いがあった方の継続的な見守りを行い、事態の深刻化を未然に防止する。

○障害者虐待防止委員会

障がい者虐待とは、障がい者が他者から不適切な扱いを受け、権利利益を侵害される状態を指す。虐待の状況下では、生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれることで、生き生きとした生活を奪われてしまう。そこで、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的として、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行された。

1 虐待の種類

種 類	虐 待 の 内 容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
ネグレクト	食事などを与えない、養護すべき者が義務を著しく怠ること
心理的虐待	障がい者に著しい暴言、心理的外傷を与える行動を行うこと
性的虐待	わいせつな行為をする、させること
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分すること、財産上の利益を得ること

2 市の役割

人権擁護の観点から特に虐待の早期発見に努め、市として以下のとおり迅速に対応する。

(1) 養護者による虐待

ア 障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

イ 通報を受けた場合、速やかな障がい者の安全確認、事実確認、対応協力者との対応について協議

- ウ 入所等の措置及び居室の確保、その障がい者に対する養護者の面会の制限
- エ 立ち入り調査の実施、その際の警察署長に対する援助要請
- オ 成年後見制度利用開始に関する審判の請求
- カ 専門的に従事する職員の確保
- キ 関係機関、民間団体等連携協力体制の整備
- ク 対応窓口、対応協力者の名称の周知

(2) 施設従事者等による虐待

- ア 対応窓口の周知
- イ 通報を受けた場合の事実確認等
- ウ 虐待に係る事項の県への報告
- エ 被害障がい者の保護を図るための権限の適切な行使

(3) 使用者による虐待

- ア 対応窓口の周知
- イ 通報を受けた場合の事実確認等
- ウ 虐待に係る事項の県への報告

(4) 財産上の被害防止

- ア 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- イ 被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る審判の請求

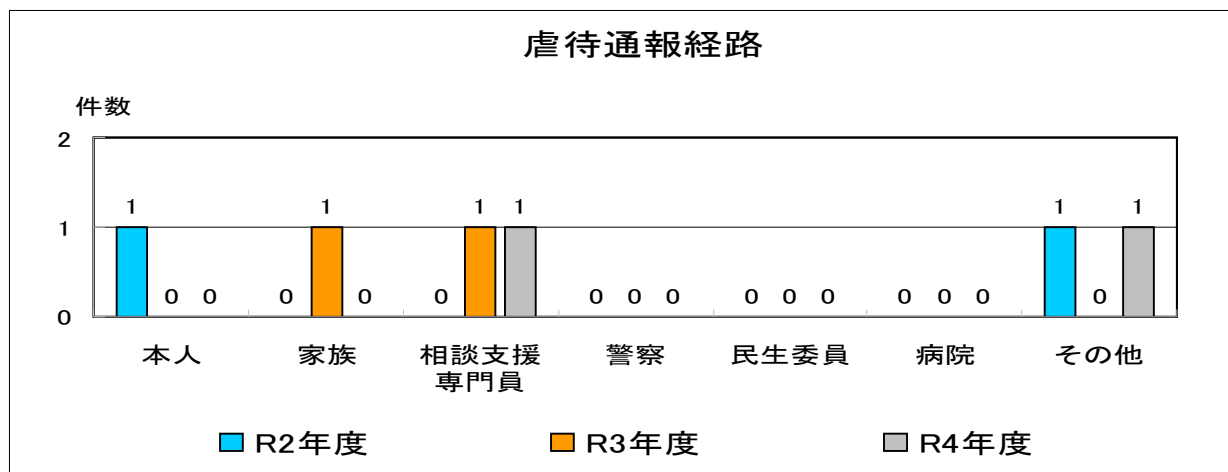
3 東御市の状況

相談通報件数

年度	区分			合計
	養護者	施設従事者	使用者	
R2年度	1件	0件	1件	2件
R3年度	0件	1件	1件	2件
R4年度	0件	2件	0件	2件

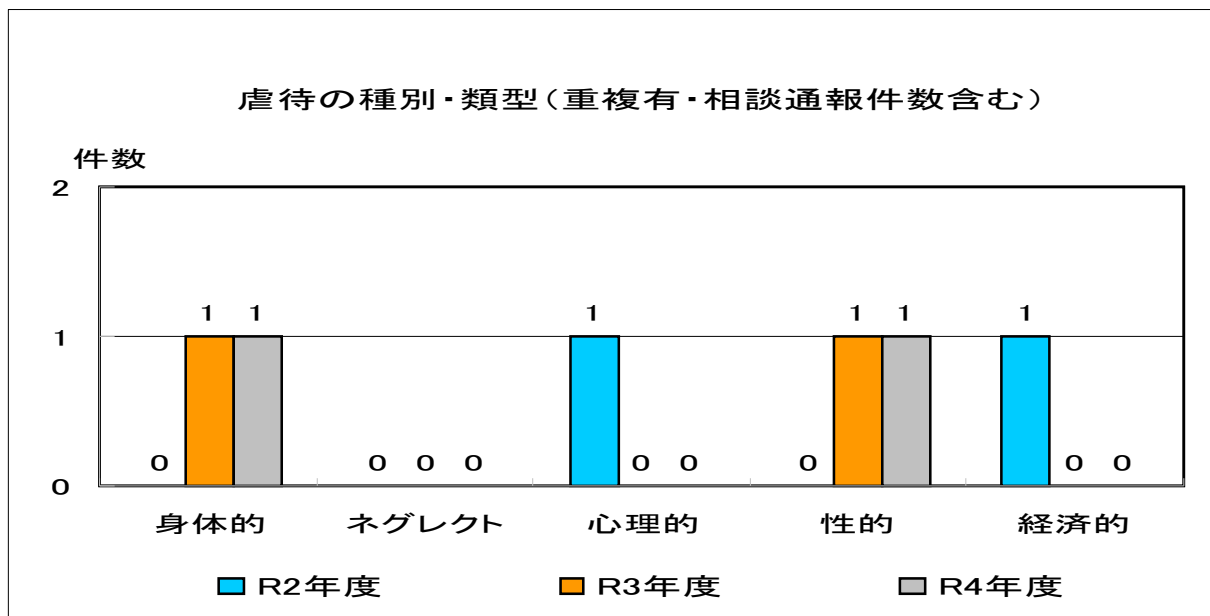
相談通報のうち虐待件数

年度	養護者	施設従事者	使用者
R2年度	0件	0件	1件
R3年度	0件	0件	1件
R4年度	0件	1件	0件



直近3年間の虐待相談件数は横ばい傾向である。

虐待通報経路としては、相談支援専門員より相談や通報が入ることが増えてきており、迅速な対応につながっていると考えられる。



4 今後の課題

令和4年4月に「障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き」等が一部改訂され、障がい福祉サービス事業所等に虐待防止委員会の設置や虐待防止責任者の配置、研修実施等が義務化されたにもかかわらず、虐待防止について全く理解していない障がい福祉サービス事業所があった。

必要に応じ、事業所に適宜情報提供や虐待防止に関する意識の確認等を行い、虐待防止に努めていく必要があると思われる。

また、障がい者相談は本人が自主的に訴えられない場合もあるため、引き続き本人やご家族が日頃から相談しやすいような窓口的役割も求められる。

○配偶者暴力防止委員会

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等の妨げとなっている。

こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が制定された。配偶者暴力は夫婦間で起こる個人的な問題ではなく、子ども・親族・友人・職場なども巻き込む社会的な問題であるとの認識を示した。

また、第5次長野県男女共同参画基本計画（計画期間令和3年度～令和7年度）が策定され、「DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶」「被害者が安心して相談できる体制の整備」が基本的方向として示されている。暴力を容認しない社会を作るための啓発活動やSOSを出しやすい体制作りを関係機関と連携して推進する。

*「配偶者」には、婚姻届を出していないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の性別を問わない。

また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む。

1 暴力の種類

種 類	暴 力 の 例
身体的暴力	殴る、蹴る、引きずり回す、首を絞める、物を投げつけるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、人前で恥をかかせる、人格を否定するような暴言を吐くなど
社会的暴力	交友関係を制限する、外出を禁止するなど行動を監視・管理する
経済的暴力	生活費を渡さない、仕事に就かせない、賃金を取り上げるなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しないなど

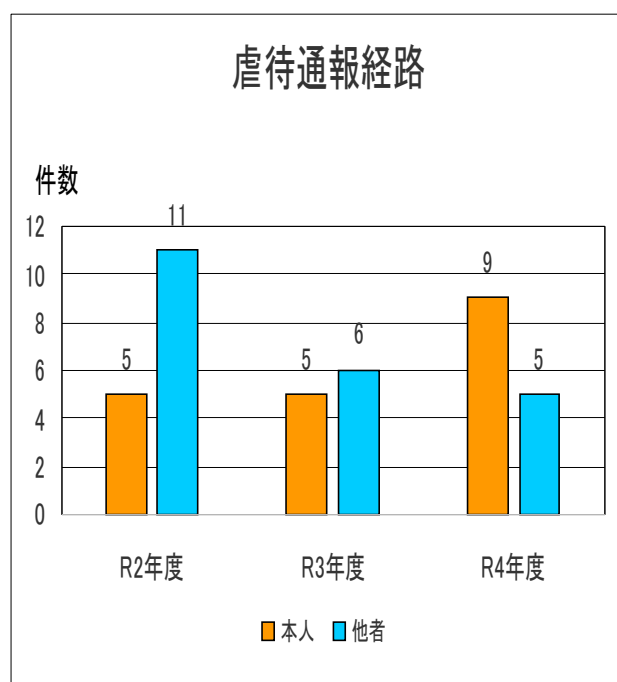
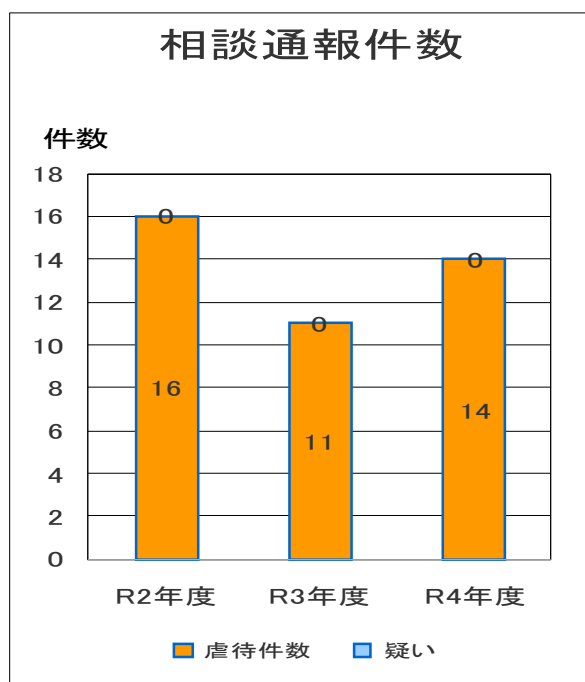
※相手を支配するための手段として暴力を使う。

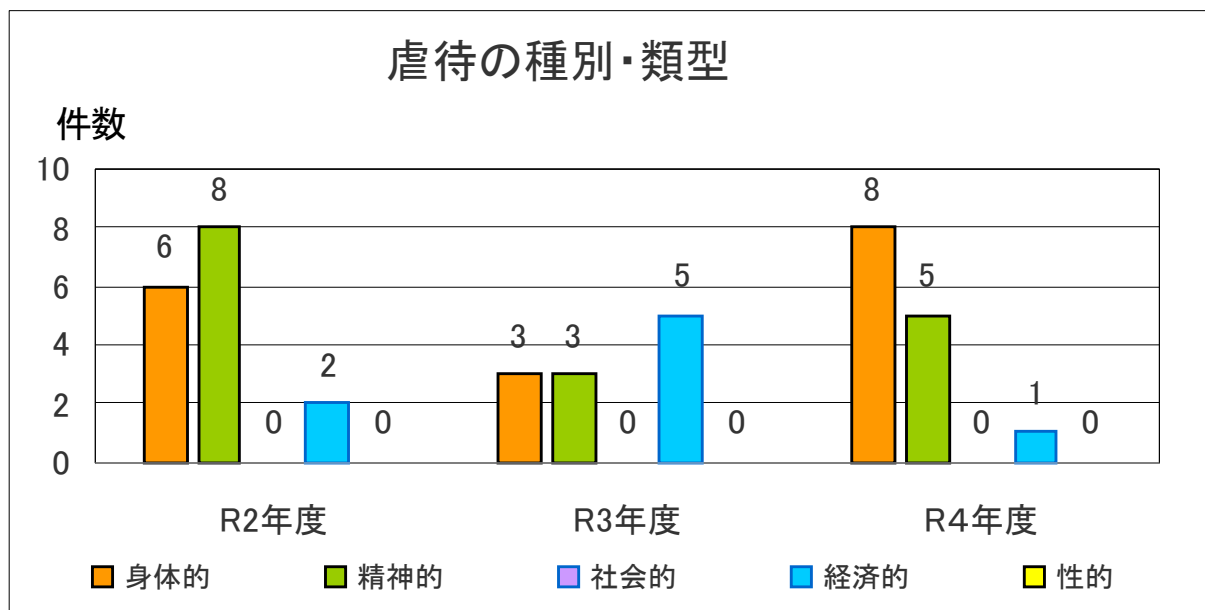
2 市の役割

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する事を含め、その適切な保護を図るための積極的な取り組みが求められている。被害者及び関係機関からの通報に対して、相談員が相談に応じる他、福祉・教育・医療・住宅・就労などに関する庁内連携や女性相談センター・警察・司法など外部関係機関との連携により、チームでアプローチしていく。

配偶者からの暴力は、家族のプライバシーとされてしまいがちであるが、基本的人権を脅かす行為であることを市民が理解し早期に発見することが求められる。一般市民向け講演会やリーフレット配布により啓蒙を図るとともに、教育現場において暴力を許さない社会を実現するための指導を充実させていく必要がある。

3 東御市の状況





<最近の傾向>

- ・ 女性相談員は令和4年度には長野県19市中、18市に配置され、令和5年度には県内19市すべての市に女性相談員が配置されることとなりました。昨今、よりSOSを出しやすい環境づくりがすすんでいると共に、研修等を通じて女性相談員のつながりも深めることができ、知識の向上に繋がられる環境が整ってきた。
- ・ 通報経路については、他者（関係機関含む）からの通報だけでなく、関係機関からの助言・提案により、自ら相談するケースが増えている。自身で考え相談に至ることで、より自身の状況と向き合う相談につながっている。
- ・ 種別については、身体的暴力が増加しており、その相談のほとんどが、以前から悩みを抱えていたケースが多いが、「相談してみたい。」と思えるような情報の周知が浸透してきた結果、本人からの相談につながってきていると思われる。その他、保健師・社会福祉協議会等の助言により相談に至るケースもあり、各関係機関の連携の重要性をあらためて感じている。
- ・ DVの相談内容によっては、子どもの前で暴力・暴言が行われる面前DVのように、児童虐待とDVが重複しているケースが多くなっている。関係機関の気づきや助言によって、当事者がSOSを出してもらった事で早期支援につながるケースもあり、関係機関の連携によって相談者を取りまく環境を総合的に考える支援の必要性を感じている。

4 今後の課題

- ・ 子どもの前で暴力・暴言が行われることなどから、DVと児童虐待が密接に関連しているケースが考えられるため、個人情報の取り扱いに十分注意したうえで、児童福祉担当との連携をさらに深め、早期発見や適切な対応に努める。
- ・ 相談者の意思を尊重しながら被害相談（警察）や一時保護（女性相談センター）、離婚問題等（無料相談・法テラス・家庭裁判所等）の情報提供をするとともに、相談者に寄り添った対応を心がける。そのためにも研修等を通じた職員の知識の向上が必要と思われる。
- ・ 相談者が外国籍の場合、言葉や文化の違いによるストレスや不安感も大きいため、相談者が

本音をしっかりと語れる環境につなげる支援が必要である。

- ・ 暴力による被害相談の多くは女性であるが、男性からの相談や、加害者からの相談等への対応・支援のありかたについての検討が必要である。
- ・ 関係機関との連携がさらに重要となっている中、情報連携と個人情報の保護について本人に理解と了承いただくなど、連携により信頼関係を損ねることの無いよう十分に注意する。